

別記様式第4号（別記1の第6の2関係）

弘市鳥協第13号
令和8年8月10日

青森県知事 殿

郵便番号 036-8551
所在地 弘前市大字下白銀町1番地1
名称 弘前市鳥獣被害防止対策協議会
代表者職氏名 会長 澁谷 明伸

令和7年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業）
に関する改善計画について

令和7年度において鳥獣被害防止総合対策交付金で実施した事業について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

別紙のとおり

別紙

1 事業の導入及び取組の経過

- | | |
|-------|--|
| 令和5年度 | <ul style="list-style-type: none">・侵入防止電気柵の設置・アライグマ用箱わな導入・狩猟免許取得者への経費助成・アライグマ被害防除講習会の開催及び捕獲従事者の育成・初心者向け射撃講習会の開催及び捕獲従事者の育成・射撃スキルアップ講習会の開催及び捕獲従事者の育成・ハンター体験セミナーの開催・箱わな用センサー購入 |
| 令和6年度 | <ul style="list-style-type: none">・侵入防止電気柵の設置・アライグマ用箱わな導入・狩猟免許取得者への経費助成・アライグマ被害防除講習会の開催及び捕獲従事者の育成・ハンター育成講習会の開催・動物駆逐煙火消費保安講習会の開催 |
| 令和7年度 | <ul style="list-style-type: none">・侵入防止電気柵の設置・ツキノワグマ用箱わな導入・アライグマ用箱わな導入・狩猟免許取得者への経費助成・初心者向け射撃講習会の開催及び捕獲従事者の育成・射撃スキルアップ講習会の開催及び捕獲従事者の育成・動物駆逐煙火消費保安講習会の開催 |

2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点

令和7年度にツキノワグマの出没が爆発的に増加し、被害も甚大となったことが主な要因である。同年のツキノワグマ捕獲数は391頭であり、前年と比べて約1.2倍にものぼった。

同年は山のブナの実が不作で食料を求めて人里に降りてくるケースが相次ぎ、ツキノワグマ以外の鳥獣についても、被害が確認できなかったカルガモ、ニホンジカ、ハタネズミ以外は被害金額、被害面積ともに目標を達成できなかった。

これら有害鳥獣への対策は、わなの設置やハンターによる捕獲、侵入防止電気柵による防除が主であり、捕獲は大幅に増え、電気柵の受益地における被害は減少したものの、未設置の園地も多く、全体として被害拡大防止に至らなかった。

3 実績及び改善計画

(改善計画は、下記の様式により作成すること。なお、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

(様式) 被害防止計画の達成状況に係る部分

区分	指標	対象 鳥獣	被害防止計画の達成状況					達成率 (%)	備考
			目標 (R7 年)	基準年度 の実績 (R3 年)	1 年目 (R5 年)	2 年目 (R6 年)	3 年目 (R7 年)		
被害防止 計画 (被害の軽減 目標)	被害 金額 (千円)	ツキノワグマ	5,364	7,663	12,363	4,638	23,278	0	
		ニホンザル	3,745	5,350	2,873	2,770	5,136	13	
		カラス	1,675	2,393	263	3,226	5,705	0	
		アライグマ	217	310	23	225	539	0	
		カルガモ	101	145	—	—	—	100	
		ノウサギ	—	—	—	44	48	0	
		ニホンジカ	—	—	—	—	—	100	
		イノシシ	—	—	—	—	383	0	
		ハクビシン	—	—	7	—	48	0	
		ムクドリ	—	—	—	1,399	1,033	0	
		ヒヨドリ	—	—	—	1,399	937	0	
		ハタネズミ	—	—	—	65	—	100	
		合計	11,102	15,861	15,529	13,766	37,107	0	
	被害 面積 (ha)	ツキノワグマ	1.51	2.16	2.92	1.04	5.05	0	
		ニホンザル	0.91	1.31	0.67	0.67	1.07	60	
		カラス	0.39	0.56	0.06	0.71	1.19	0	
		アライグマ	0.08	0.11	0.01	0.06	0.14	0	
		カルガモ	0.07	0.10	—	—	—	100	
		ノウサギ	—	—	—	0.00	0.01	0	
		ニホンジカ	—	—	—	—	—	100	
		イノシシ	—	—	—	—	0.08	0	
		ハクビシン	—	—	0.00	—	0.01	0	
		ムクドリ	—	—	—	0.32	0.22	0	
		ヒヨドリ	—	—	—	0.32	0.2	0	
		ハタネズミ	—	—	—	0.01	—	100	
		合計	2.96	4.24	3.66	3.13	7.97	0	

(注) 1 指標は、被害防止計画と整合をとること。

2 被害防止計画の達成状況のうち、「目標」、「基準年度の実績」は被害防止計画から転記し、それ以外は被害防止計画に基づく取組実績を記載すること。

3 指標ごとの合計も記載すること。

4 被害防止計画を見直し、目標の変更を行った場合は、備考欄に新たな目標を記載すること。

4 改善方策

（要領に定める事業評価報告書の事業効果及び評価の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。）

有害鳥獣捕獲の観点から、箱わなを増設し、またハンター数確保のため PR 活動等の実施に努め、狩猟免許取得を希望する母数を増やしたうえで必要経費を助成する。

また、防除の観点から侵入防止電気柵の設置を推し進めるとともに、正しい設置・管理の方法について周知していく。

既存の対策だが、継続していくことで「数」（箱わなの基数、ハンターの人数、侵入防止電気柵の設置延長）を増やし、被害防止効果の増大を目指していく。

5 改善計画を実施するための推進体制

被害農家をはじめとして、市内3農協（つがる弘前農協、津軽みらい農協、相馬村農協）や弘前市鳥獣被害対策実施隊との連携を密にし、関係者の体制強化を図る。

狩猟免許取得者への助成を通じて、有害鳥獣捕獲の中心となる弘前市鳥獣被害対策実施隊の体制強化（高齢化による会員数の減少防止）も図るとともに、ハンター体験イベント等により新規狩猟免許取得者の増加を目指す。

箱わなや侵入防止電気柵といった資機材については、正しく活用することにより高い効果を発揮させるとともに、正しく保管・管理することで、その効果をより長く持続できるようにしていく。